

参考様式(法第21条の5第1項関係)

動物に関する帳簿

種別	<input type="checkbox"/> 販売	<input type="checkbox"/> 貸出し	<input type="checkbox"/> 展示	<input type="checkbox"/> 譲受飼養
----	-----------------------------	------------------------------	-----------------------------	-------------------------------

動物に関する情報

種類	品種①	生年月日③ ※1	管理番号
<input type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 猫 <input type="checkbox"/> その他			

繁殖者等に関する情報 ※2

氏名又は名称(法人)②	登録番号又は所在地②

所有(占有)に関する情報(仕入れ元)

所有日④ (占有日)	所有数 (占有数)	氏名又は名称(法人)⑤	登録番号又は所在地⑤

販売、引渡しに関する情報(販売先)

販売日 引渡し日 ⑥	氏名又は名称⑦	登録番号又は所在地⑦	法令遵守 確認⑧ ※3	販売業者のみ		
				販売担当者⑨	情報提供 の実施⑩ ※4	情報提供について 顧客の署名等による 確認⑩
			済・未		済・未	済・未

貸出しに関する情報(貸出し業者のみ)

情報提供 の実施⑪ ※5	貸出しの目的⑪	期間⑪
済・未		

飼養又は保管中に死亡の事実が発生した場合

死亡日⑫	死亡の原因⑬

- ※1 輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合にあっては、推定される生年月日及び輸入年月日等
- ※2 輸入された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び所在地
譲渡された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては当該動物を譲渡した者の氏名又は名称及び所在地
捕獲された動物にあつては当該動物を捕獲した者の氏名又は名称、登録番号又は所在地及び当該動物を捕獲した場所
- ※3 動物の取引に関する関係法令について違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取し確認する。特に、特定動物の取引に当たっては、相手方が法第26条第1項の許可を受けていることを許可証等により確認する。
- ※4 顧客に対し、事業所において、当該販売に係る動物の現在の状態を直接見せるとともに、対面により下記の事項を提供すること。
一 品種等の名称 二 性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報 三 平均寿命その他の飼養期間に係る情報
四 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模 五 適切な給餌及び給水の方法 六 適切な運動及び休養の方法
七 主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法
八 不妊又は去勢の措置の方法及びその費用(哺乳類に属する動物に限る。)
九 前号に掲げるもののほかみだりな繁殖を制限するための措置(不妊又は去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。)
十 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容 十一 性別の判定結果
十二 生年月日(輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合にあっては、推定される生年月日及び輸入年月日等)
十三 不妊又は去勢の措置の実施状況(哺乳類に属する動物に限る。)
十四 繁殖を行った者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地(輸入された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては当該動物を譲渡した者の氏名又は名称及び所在地)
十五 所有者の氏名(自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。) 十六 当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等
十七 当該動物の親及び同腹子に係る遺伝子疾患の発生状況(哺乳類に属する動物に限り、かつ、関係者からの聴取り等によっても知ることが困難であるものを除く。)
十八 前各号に掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項
- ※5 貸出し業者にあつては、契約にあたって、あらかじめ、次に掲げる情報を提供すること。
イ 品種等の名称 ロ 飼養または保管に適した飼養施設の構造及び規模 ハ 適切な給餌及び給水の方法 ニ 適切な運動及び休養の方法
ホ 主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法
ヘ 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容 ト 性別の判定結果
チ 不妊又は去勢の措置の実施状況(哺乳類に属する動物に限る。) リ 当該動物のワクチン接種状況
ヌ イからリまでに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項